

佐賀県訓令甲第7号

産 業 労 働 部
佐賀県窯業技術センター

佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>研究企画課</u></p> <p>略</p> <p><u>技術開発課</u></p> <p><u>事業デザイン課</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、課に課長を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項に定める者のほか、センターに課長及び係長を置くことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。</p> <p>8・9 略</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 センターに次の課及び部を置く。</p> <p>略</p> <p><u>研究企画部</u></p> <p>略</p> <p><u>技術開発部</u></p> <p><u>デザイン部</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、課に課長、部に部長を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項に定める者のほか、センターに課長、<u>部長</u>及び係長を置くことができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 課長<u>及び部長</u>は、上司の命を受けて、その課<u>及び部</u>の事務を掌理する。</p> <p>8・9 略</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 所長及び副所長がともに不在のときは、所長があらかじめ指定</p>

改正前	改正後
<p>した課長がその職務を代行する。</p> <p>3 略 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>した課長又は部長がその職務を代行する。</p> <p>3 略 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。